平成２４年（フ）第１８号
大分県別府市大字北石垣133番地の６　グリーン荘202号
債務者　和田　妙子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
宮崎市下北方町平田903番地24　サーパス神宮北106号
債務者　長友　京子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６号
宮崎県延岡市無鹿町１丁目2031番地112
債務者　羽田野英文
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８７号
千葉県松戸市常盤平２丁目５番地の３　ベルピア常盤平第１―110号
債務者　齊藤　良一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８９号
千葉県流山市駒木台５番地の２　ネオハイツ江戸川台609
債務者　川角　彰寛
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１５号
千葉県松戸市中和倉338番地　藤ハイツ202号
債務者　川口　美香
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２８号
千葉県松戸市新松戸６丁目327番地　花沢第２コーポ102号
債務者　箕輪　貴則
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３２号
千葉県松戸市小山523番地の８　サングリーン松戸Ｂ―314号
債務者　平塚　香織（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１３４号
千葉県柏市花野井737番地49
債務者　芳賀　宏治
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４５号
千葉県松戸市五香８丁目９番地の８　ボヌール五香Ｂ―５号
債務者　小野　政広
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４１号
兵庫県川西市西多田２丁目29番24号
債務者　田中　陽子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０８７号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1436号
債務者　林　　佳子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３号
山口県下松市星が丘３丁目４番８号
債務者　栗栖　京子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１８号
山口県下松市大字西豊井30番地10
債務者　田中　早穂（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第６号
徳島県徳島市末広四丁目１番22―112号
債務者　原田　　明
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４５号
北九州市八幡西区則松５丁目12番34号　204号
債務者　宮井　憲祐
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１４号
北九州市小倉南区沼本町４丁目３番４―501号
債務者　中村　　晃（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１５号
北九州市門司区大里原町10番９―202号
債務者　熊田　知弘
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部